

住居確保給付金(家賃補助)の再支給フローチャート

問1 直前の住居確保給付金の受給期間中または受給期間終了後、次のいずれかの状況にあった

- ・ 常用就職した(注1)
- ・ 収入基準額を超える収入があった(注2)

(注1) 常用就職・・・期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6カ月以上の労働契約による就職のこと

(注2) 収入基準額・・・市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の1/12の額に、家賃額を合算した額

はい

いいえ

問2 収入減少の理由が次のいずれかに該当する

- ① 解雇、事業主の都合による離職
- ② 廃業、本人都合ではない休業
- ③ ①、②いずれにも該当しない

再支給の要件に該当しません

①

②

問3 直前に受給した住居確保給付金の申請日
(延長申請したかた=延長申請日、再延長
申請したかた=再延長申請日)が、④また
は⑤のいずれかに該当

- ④ 令和6年3月31日以前
- ⑤ 令和6年4月 1日以降

④

⑤

申請できる

直前の支給終了月の翌月から起算して
1年を経過していれば、申請できる